　令和７年度　群馬県立群馬産業技術センターインターンシップ

（学生実習生受入れ）実施要領

１　実習対象者

○　大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等に在籍する以下の学生を対象とする。

・センター業務に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有する者

・服務規律を遵守することが確実であると判断された者

２　実習期間・実習時間

○　令和７年度の実習期間は、令和７年８月１８日（月）～８月２９日（金）の間で、各係が指定する期間（原則として１週間～２週間）の受入れとする。

○　実習時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

３　受入れ人数

○　原則として各係１名程度の学生実習生を受け入れる。

４　受入れ係及び分野

○　受入れ係及び分野は、以下のとおりとする。

・応用機械係（機械強度／疲労／摩耗試験、温湿度試験、故障解析、金属組織形態観察、硬さ試験）

・計測係（精密形状測定、ISO17025認定校正）

・電子機械係（電子情報技術、電気・電子計測、IoT・AI 導入支援、耐光／耐候試験）

・生産システム係（CAD ／ CAE ／振動試験）

・スマートファクトリー推進係（デジタルソリューションラボ）

・デジタル変革支援係（DX支援）

　　　　　　　 ・材料解析係（材料分析、材料表面処理、ナノテクノロジー技術）

・環境･エネルギー係（環境技術、資源リサイクル、エネルギー有効利用）

・フードイノベーション推進係（食品製造技術、食品分析、機能性評価技術 ）

・発酵醸造戦略係（発酵食品技術、微生物試験 ）

・機械技術係（機械計測、材料試験）※東毛産業技術センター

・電磁技術係（EMC測定試験）※東毛産業技術センター

・光計測係（光計測、環境試験）※東毛産業技術センター

５　募集

○　令和７年度の募集期間は、令和７年５月２６日（月）から６月１３日（金）とする。

○　原則として、学生個人からの直接の申込みは受け付けない。

○　学生実習生に対して、報酬・賃金のほか、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担を行わない。

○　学生の推薦に当たっては、原則、各学校の責任において行うとともに、インターンシップの教育上の位置づけ（単位認定の予定等）を明確にする。

６　選考

○　センター所長は、学校から推薦のあった学生の中から、学生の調査票に基づき、受入れ学生の選考を行う。

○　選考後、学校からの受入れ辞退等により受入れ係に欠員が生じた場合は、受入れの調整を行う。

７　その他

○　受入れ係は、実習期間中の実習担当者を決定し、責任を持って指導・助言を行う。

○　実習担当者は、インターンシップ実習の内容等を定め、計画的な指導にあたる。

○　受入れ係は、職務上取り扱う公表前の内部文書等をみだりに学生に漏らすことのないよう留意すること。また、学生実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。

○　学生実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に所長及び実習担当者の承認を得ること。

○　学生実習生は、病気のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨の連絡すること。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨の連絡すること。